

海岸漂着危険物対応ガイドライン

平成21年6月

農林水産省農村振興局

農林水産省水産庁

国土交通省河川局

国土交通省港湾局

はじめに

海岸の漂着ゴミは、海岸機能の低下や環境・景観の悪化など様々な問題を引き起こしている。漂着ゴミの対策としては、発生源対策や漂着ゴミの回収などが挙げられるが、漂着ゴミの多くは、発生者が分からず、ごみの回収や処理費の負担など多くの課題を抱えている。

また、漂着ゴミの中には、使用済みの注射器やガスボンベ、信号弾など危険物も確認されており、漂着した信号弾を発見した海岸利用者が信号弾を不用意に触って事故が発生している。海岸漂着危険物には、日常、目にしない物も多く含まれており、漂着の初期段階で海岸利用者等が被害にあう危険がある。このように人体や海岸環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、海岸漂着危険物に応じた対応が望ましい。

一方、海岸管理者は、危険物の専門知識までは有しておらず、海岸漂着危険物が漂着する度に、関係機関と協議して対応を行う自治体もあり、速やかに対応を行うため、海岸漂着危険物対応の手順をあらかじめ整理することが望ましい。

本ガイドラインは、被害が発生しやすく、海岸漂着危険物対応にあたって混乱が生じやすい、危険物漂着時に**海岸管理者**が行うと想定される初動対応についてとりまとめた。

ご助言を頂いた有識者の方々

兼廣春之	東京海洋大学海洋科学部海洋環境学科 教授
安田憲二	(独)国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター 資源化・処理処分技術研究室所属 NIES フェロー
大貫 伸	(社)日本海難防止協会 上席研究員
小島あずさ	JEAN/全国クリーンアップ事務局代表
桑原徹郎	長崎県土木部長

目 次

1. 概説	- 1 -
1.1 目的.....	- 1 -
1.2 ガイドラインの適用と流れ.....	- 2 -
1.3 連携体制の構築.....	- 3 -
1.4 海岸漂着危険物の種類.....	- 9 -
2. 漂着時の対応.....	- 12 -
2.1 第一報通報者への対応.....	- 13 -
2.2 現地確認の準備.....	- 16 -
2.3 現地の状況把握.....	- 20 -
2.4 専門家の要請.....	- 25 -
2.5 海岸利用者・地域住民の安全確保.....	- 26 -
2.6 対応方針の決定.....	- 29 -
2.7 事後の取りまとめ.....	- 30 -
3. 事前の対応.....	- 34 -
3.1 既往事例の情報収集整理.....	- 34 -
3.2 啓発のための広報.....	- 35 -
3.3 通常時の巡視.....	- 37 -
3.4 教育・訓練.....	- 38 -

【参考資料】

- 1．海岸漂着危険物の事例
- 2．海岸漂着危険物の対応事例
- 3．漂流・漂着ゴミに関連する補助金について

1. 概説

1.1 目的

本ガイドラインは、海岸漂着危険物が海岸に漂着した際に、**海岸管理者**の迅速かつ適切な対応に資することを目的とする。

< 解説 >

海岸の漂着ゴミは、海岸機能の低下や環境・景観の悪化など様々な問題を引き起こしている。海岸漂着ゴミには、使用済みの注射器やガスボンベ、信号弾などの危険物が混在しており、これらによって海岸利用者や地域住民がケガ・事故に遭遇するなどの人的被害も発生している。海岸には一年を通じてマリンレジャー、各種のイベントや祭事のほか、近年、NPO や地域住民等により盛んに海岸清掃等の海岸愛護活動も実施されており、参加者への被害が危惧される。

本ガイドラインは、**海岸管理者**が海岸漂着危険物への対応にあたり、実施することが望ましいと考えられる対応事項について、事前の準備等を含めた観点から示し、より適切かつ安全な処理を円滑に進めることを目的としている。

また、現段階では知識や経験が少なく、対応にあたる担当者等が事故に遭遇することも考えられるため、既往の海岸漂着危険物及び対応の事例を併せて示し、これら人的被害を防止することも重要な目的の一つとしている。

1.2 ガイドラインの適用と流れ

本ガイドラインは、海岸漂着危険物の漂着に備えた事前対応から、実際に漂着した危険物が海岸から適切に除去されるまでの対応方針の決定までを適用の対象とする。

< 解説 >

本ガイドラインは、**海岸管理者**が行うと想定される対応のうち、構築すべき関係機関との連携体制に加え、実際に漂着した際に行なうべき「漂着時の対応」、「事前の対応」について整理したものであり、全体の流れは図 1.1 のとおりである。

ここで、本ガイドラインにおける海岸漂着危険物とは、海岸に漂着したゴミのうち海岸利用者や地域住民に危害を及ぼす危険性のある漂着物をいい、具体的な対象を「1.4 海岸漂着危険物の種類」に示した。

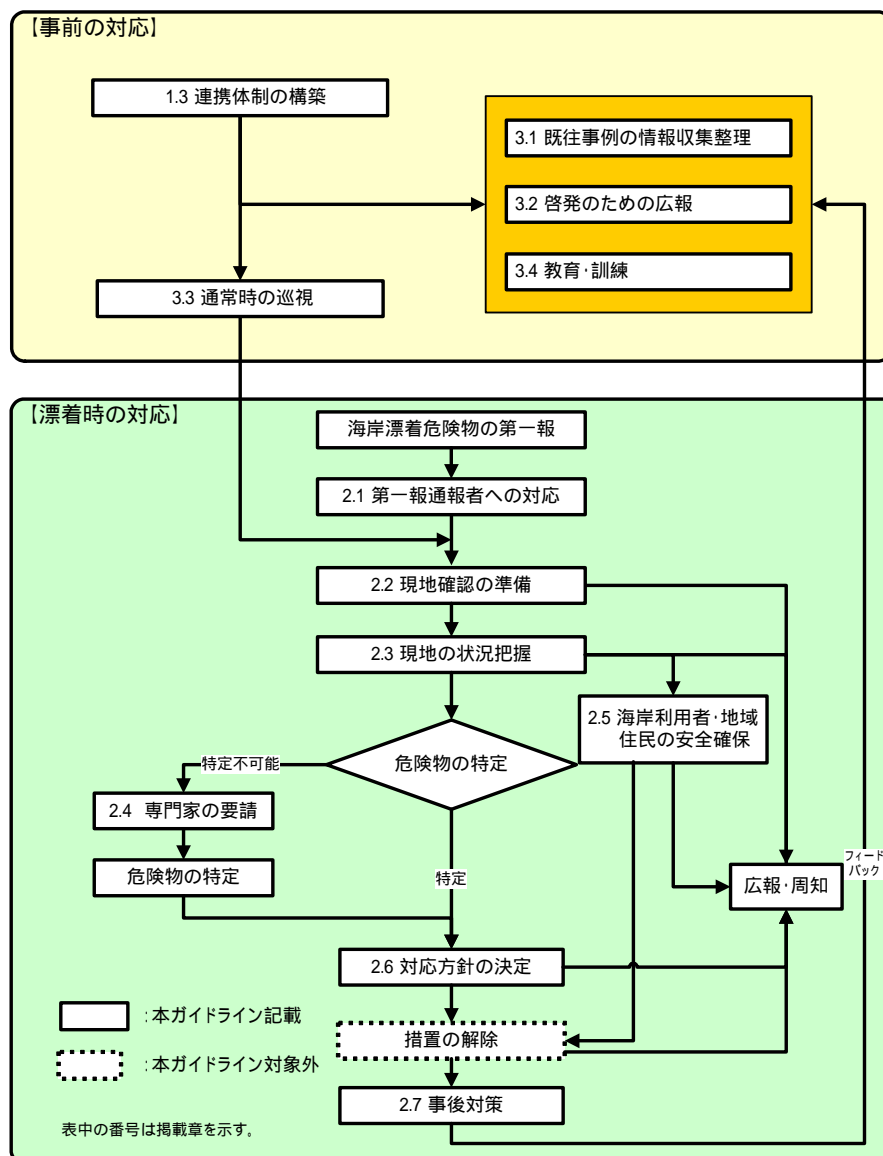


図 1.1 海岸漂着危険物の対応の流れ

1.3 連携体制の構築

海岸漂着危険物への対応は、関連機関と綿密に連携することが望ましい。このため海岸管理者は、管轄海岸における危険物の漂着特性等に配慮しながら、海岸漂着危険物への対応を行うための役割分担をとり定めた連携体制（海岸漂着危険物対応連絡協議会（仮称）、以下、連絡協議会（仮）と言う）を構築することが望ましい。

また、連絡協議会（仮）で、海岸漂着危険物に関する情報の代表窓口を定め、その連絡先を広く周知することが望ましい。

< 解説 >

(1)全体の連携

海岸漂着危険物は、人体や生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、迅速に対応を行うことが望ましいが、いつどのような危険物が漂着するかはほとんど予測できないのが現状であり、海岸管理者のみで、それらの危険物を特定して対応することは非常に困難である。

これらの対応を迅速かつ適切に実施するためには、海岸漂着危険物の危険性やその取り扱いに精通した関係機関と相互協力して対応する連携体制をあらかじめ構築することが重要である。

連携体制の構築においては、都道府県庁内、市町村との連携、国、隣接する都道府県の海岸管理者との連携、NPO・地域住民との連携体制を構築することが望ましい。

なお、国との連携にあたっては、最寄りの地方支分部局等との連携体制を構築することが重要である。

図 1.2 には、報道機関等の関係機関を含めた全体の連携体制のイメージを示す。

また、海岸利用者等の多くは、海岸漂着危険物を発見した際の通報先がわからないため、連絡協議会（仮）で代表窓口を定め、その連絡先を広く周知することが望ましい。

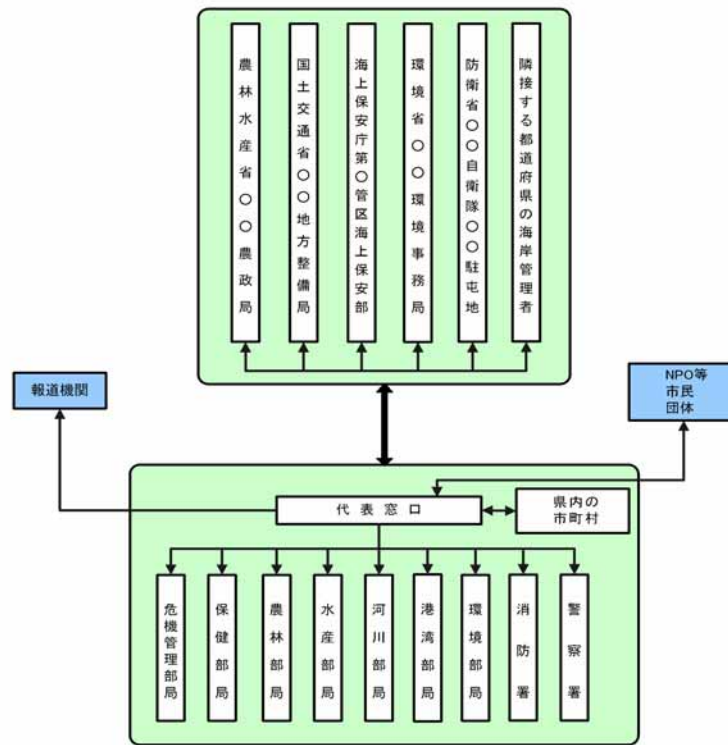
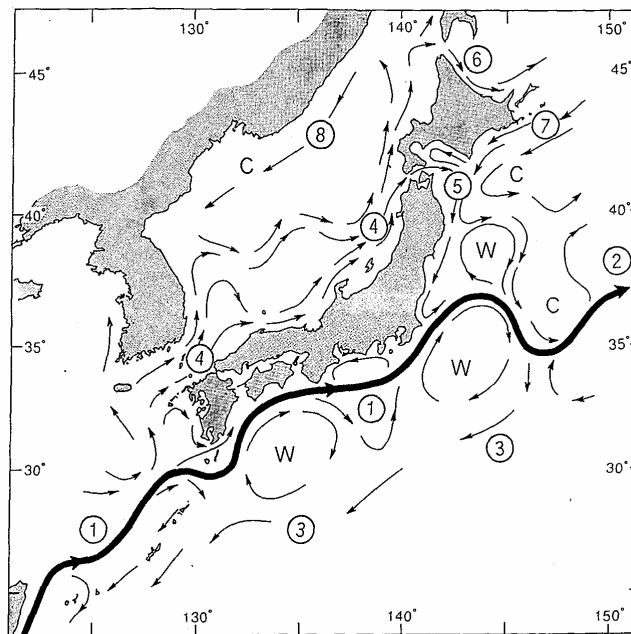


図 1.2 全体の連携体制イメージ



日本近海における表層海流の模式図，蓮沼啓一作成。
 ①黒潮，②黒潮続流，③黒潮反流，④対馬暖流，⑤津軽暖流，⑥宗谷海流，⑦親潮，⑧リマン海流（出典：宇野木早苗「沿岸の海洋物理学」）

図 1.3 日本近海の海流

また、日本沿岸は、図 1.3 に示すように、太平洋沿岸では黒潮、日本海沿岸では対馬暖流、北海道～青森の太平洋沿岸では津軽暖流や親潮、オホーツク海側では宗谷海流などの海流が近海を流れているため、漂流物はこの流れに乗って漂流し、九州地方から中国地方、北陸地方、東北地方、そして北海道へと順次漂着する事例が多く見られる。従って、隣接する都道府県の海岸管理者との連携にあたっては、これらの海流を考慮し、必要に応じて広域的に連携して対応することも重要である。

【行政機関の連携体制の事例】

具体的な事例として表 1.1 に山形県、表 1.2 に香川県の連携機関の事例を示す。

「山形県海岸漂着物連絡調整会議」では、企画振興課が事務局となり、国及び近接海岸の関連組織や都道府県、県内の地方自治体との連携を図っている。また、「香川県海上散乱ゴミ処理対策等推進会議」では、海上散乱ゴミ処理対策推進会議の事務局である県環境管理課が海岸漂着危険物の窓口の役割を担っている。

表 1.1 山形県海岸漂着物連絡調整会議の連携機関

(危険物が漂着した時、常に参加する者)

団体名	職名
鶴岡市	市民生活課長
酒田市	総務課長
遊佐町	地域生活課長
山形県 庄内総合支庁	総務課長
	企画振興課長(事務局)
	環境課長
	水産課長
	建設総務課長
	河川砂防課長
	港湾事務所長

(必要に応じて参加要請する者)

団体名	職名
酒田海上保安部	警備救難課長
酒田河川国道事務所	河川管理課長
酒田港湾事務所	工務課長
横浜植物防疫所酒田出張所	酒田出張所長
庄内総合森林管理署	総務課長
鶴岡警察署	地域課長
酒田警察署	地域課長
鶴岡市消防本部	警防課長
酒田地区消防組合	警防課長

表 1.2 香川県海上散乱ゴミ処理対策等推進会議の連携機関

区分	機 関	
国	国土交通省四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所	
	第六管区海上保安本部高松海上保安部	
	環境省中国四国地方環境事務所	
	環境省中国四国地方環境事務所高松事務所	
香川県	総 務	危機管理課
	環 境	環境政策課, 環境管理課(事務局)、みどり保全課
	生 活	廃棄物対策課、生活衛生課
	農 水	土地改良課、水産課
	土 木	土木監理課、河川砂防課、港湾課
沿岸市町	市	高松市, 丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市
	町	土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町

(2)NPO・市民団体等との連携体制

連携体制の構築においては、行政機関だけでなく、NPO や市民団体等との連携を念頭に置いた組織づくりにも配慮することが望ましい。NPO や市民団体、地域住民による海岸清掃や通常時の巡視等への参加促進、海岸でのイベントにおける海岸漂着危険物による事故防止知識の啓発など、これらの関係者の危険物に対する関わり方をあらかじめ決定し、それに対応した組織づくりを行うことが望ましい。

次頁に、行政・NPO・市民団体の連携体制の事例、巡視の協働体制の事例、清掃活動の主催者に対する教育活動の事例について掲載した。

【行政・NPO・市民団体の連携体制の事例】

漂流・漂着ごみ対策に関する情報交換会（海ごみプラットフォーム・JAPAN）

環境省および NGO は、漂流・漂着ゴミに関する取り組みについて情報を共有し、連携強化および国民への普及啓発を図ることを目的に、漂流・漂着ごみ対策に関する情報交換会（海ごみプラットフォーム・JAPAN）を開催し、学識経験者や民間団体等の参加を得た。

目的

環境省および NGO は、漂流・漂着ゴミに関する取り組みについて情報を共有し、連携強化および国民への普及啓発を図ること

日程

平成 20 年 2 月 18 日 14 時～17 時

大手町サンケイプラザ 301 会議室

主催

環境省・JEAN/クリーンアップ全国事務局

参加者

行政関係者 39 名、NGO：8 名、国際機関 1 名、学識経験者 7 名、民間団体 23 名



出典：「漂流・漂着ごみ対策に関する情報交換会/海ごみプラットフォーム・JAPAN」議事次第

http://www.env.go.jp/earth/marine_litter/model/ie/080218/index.html

【巡視の協働体制を目的とした連携の事例】



海を見守る情報ネットワーク「海守」

四方を海に囲まれている日本は総延長34,000kmにもおよぶ海岸線をもっていますが、その海が危機にさらされています。海岸には大量のゴミが流れ着くようになり、船舶事故などにより油や化学物質が流出するなどの海洋汚染が続いています。また、密漁や密航など、安全を脅かす事件が繰り返しておきています。

そこで、日本財団は(財)海上保安協会や海上保安庁と協力して民間人による広域ボランティア活動である『海守』を設立しました。海上保安庁への情報提供や、海洋環境保全活動など「きれいで、安全で、豊かな」日本の海を守るためにさまざまな活動しています。



海守紹介ムービー

海守活動内容についてのムービーはこちら

このコンテンツをご覧頂くにはFlash Playerが必要になります。(無償)

出典；「海守（うみもり）」HP
<http://www.umimori.jp/pc/index.html>

【清掃活動の主権者に対する教育活動の事例】

JAPAN ENVIRONMENTAL ACTION NETWORK

[TOP](#)
[NEWS](#)
[CONTACT TO JEAN](#)

海のごみ

活動

プロフィール

資料室

キャプテンとしての参加

CAPTAIN

キャプテンの仕事

事前の準備

いよいよ本番

終わったら

- 調査場所の選定、会場の下見
- 参加予定人員の把握
- 実施日時決定(雨天の有無)
- JEAN/クリーンアップ全国事務局へ参加申し込み
- ゴミ回収の手配
- データカードや、筆記具などの準備
- 活動の実施範囲を決めておく
- 広報
- 役割分担表・進行表・受付名簿を作る

- 天候の確認と実施決定、および連絡など
- 会場設置
- 受付
- 参加者への説明や誘導
- 安全確認
- 必要な用具の配布
- 調査とクリーンアップ開始
- 終了後、参加者からデータカードを回収
- ゴミの収集と分別作業
- ゴミ袋の数を数える
- 会場詳細の記録

- データカードの集計
- 搬送などがあった場合は記録する
- 結果報告をJEAN/クリーンアップ全国事務局へ送付
- 参加者への結果報告とお礼
- 次の案内を送る

JEAN/クリーンアップ全国事務局では、海岸清掃活動への主催者に対し、キャプテンとしての教育養成を実施するとともに、海岸清掃活動への参加を促すことにより、行政と市民団体の協力・連携活動を促進させている。

出典；「JEAN（クリーンアップ全国事務局）」HP
<http://www.jean.jp/captain.html>

1.4 海岸漂着危険物の種類





(1) 海岸漂着危険物の種類

漂着ゴミ等の中から危険物を分類し、表 1.3 に危険物種別表を示した。また、国際連合では、これらの危険物の危険有害性を示す警告表示（表 1.4 参照）を勧告・公表しており、このマークから危険有害性を推定できることが期待される。しかし、漂流中にこれらのマークが剥がれてしまったり、危険物でもマークがつけられていないものがあるほか、容器の表示と中身が異なる事例もあることに注意を要する。

表 1.3(1) 危険物種別表

区 分	
引 火 性 液 体	燃える液体（ガソリン、灯油、オイル、重油等）
火 薬 等	爆発性のもの（発炎筒、信号弾、不発弾、花火、爆竹 等）
高 圧 ガ ス	ガスの入ったもの（スプレー缶、消火器、プロパンガスボンベ等）

表 1.3(2) 危険物種別表

区 分	
医 療 系 廃 棄 物	<p>病院で使うもの(注射器 薬瓶 等)</p>  <p>15</p>  <p>16</p>  <p>17</p>
薬 品 類	<p>中身のよくわからない袋、容器(ポリタンク、農薬 等) HNS(有害危険物質:キシレン、ベンゼン等) 可燃性、自然発火性、禁水性、酸化性、放射性、腐食性物質等</p>  <p>18</p>  <p>19</p>  <p>20</p>
動 物 死 体	<p>海洋生物(毒性のあるもの、触らないように注意)、海産哺乳類、 鳥類の死体 等</p>  <p>21</p>  <p>22</p>  <p>23</p>
そ の 他	<p>切れたりして触ると危ないもの(ガラス類、刃物、金属片 等)</p>  <p>24</p>  <p>25</p>  <p>26</p>

出典：環境省 HP を参考に作成

写真提供

「4：内閣官房 HP」「6：函館海上保安部(HP)」「7：国際化工 HP」「8：仙崎海上保安部」「9：八不発弾等処理対策便覧」「10：白井煙火」「12：流山市消防本部」「18：島根県」「21：串本海中公園センター」「22,23：かながわ美化財団」、「2,5,11,13,14,15,17,19,20,24,25,26：(財)リバーフロント整備センター」

GHS 対応にもとづくシンボルマーク

GHS とは、(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)の略称で、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」と訳されます。化学物質の危険有害性について、その分類および表示方法を国際的に統一し、労働者・消費者・輸送関係者等の使用者が、安全に化学品を扱うことができるよう配慮した仕組みで、2003年7月に国際連合より勧告・公表されました。

表 1.4 GHS 対応にもとづくシンボルマーク

		
可燃性/引火性ガス、引火性エアゾール 引火性液体、可燃性固体 自己反応性化学品、自然発火性液体 自然発火性固体、自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品、有機過酸化物	火薬類、自己反応性化学品 有機過酸化物	高压ガス
		
急性毒性(高毒性)	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性 発がん性、生殖毒性 特定の臓器/全身毒性(半回帰毒) 特定の臓器/全身毒性(反復経口) 吸入性呼吸器有害性	急性毒性(低毒性)、皮膚刺激性 眼刺激性、皮膚感作性 気道刺激性、麻酔作用
		
水生環境有害性	金属腐食性物質、皮膚腐食性 膜に対する重篤な損傷性	可燃性/酸化性ガス 酸化性液体、酸化性固体

ジー・エイチ・エス
GHS
 Globally Harmonized System
**化学品の分類および表示に関する
世界調和システムについて**
 環境省

(出典：環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/ghs/pamphlet.html> より)

2. 漂着時の対応

海岸漂着危険物が漂着した際の第一報を受けた初動から現地での対応が終わり、事後の取りまとめを行うまでの一連の対応は、図 2.1 のとおりである。本章では、対応フローの手順に従い、海岸漂着危険物が漂着した時の対応について述べる。

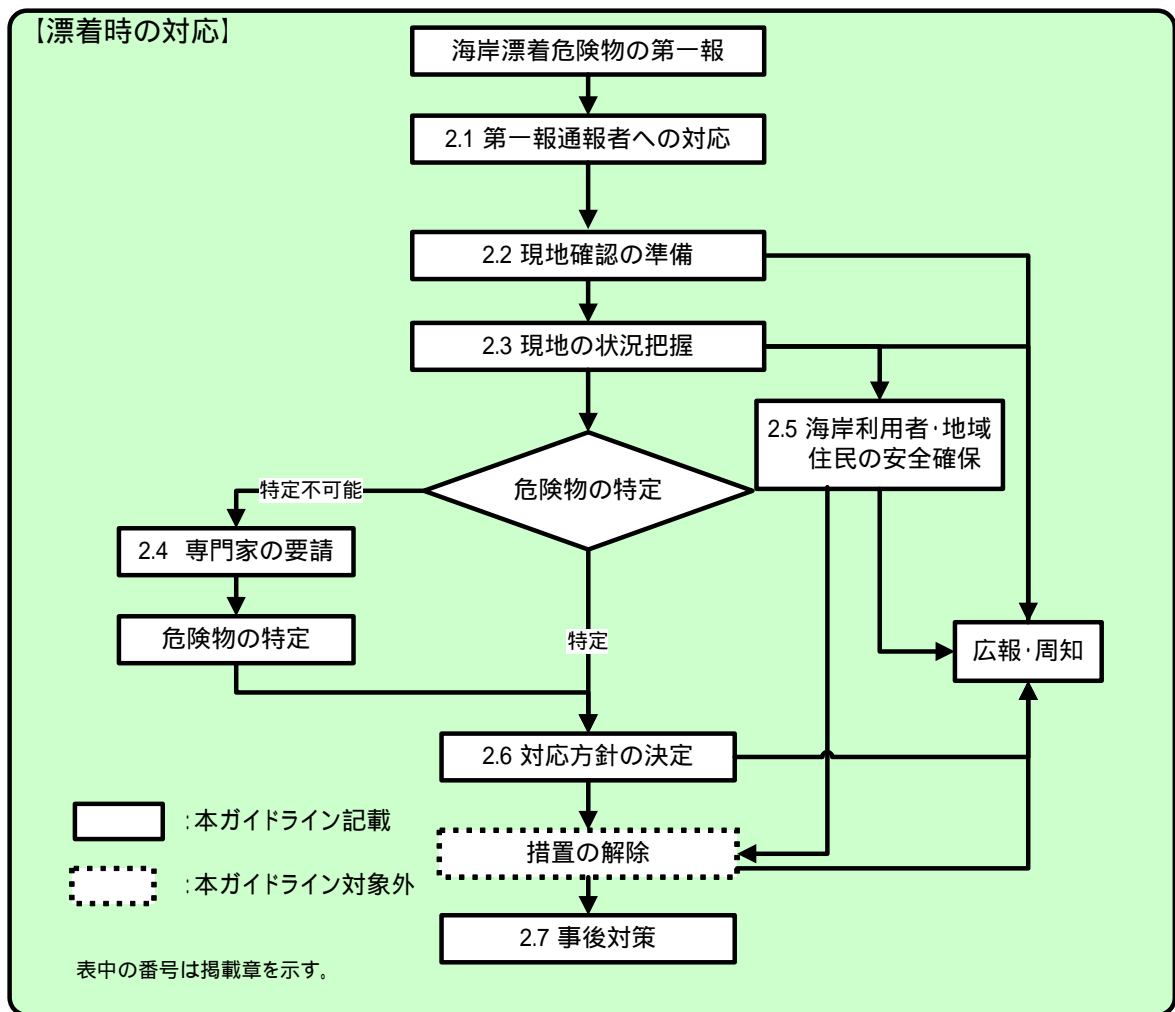


図 2.1 海岸管理者の対応

2.1 第一報通報者への対応

第一報は、その後の対応を行うための重要な情報であるため、あらかじめ質問項目を取りまとめた「第一報ヒアリングシート」を作成し、それに従って聴き取りをすることが望ましい。聴き取りにあたっては、通報者が危険物の知識を有していないことを前提に解り易い言葉で質問することが望ましい。

そして、危険物による被害を防止するため、通報者に対して注意喚起するとともに職員が現地に到着するまでの間、周辺の海岸利用者に対する注意喚起の協力をお願いすることが望ましい。

また、国や周辺自治体から、危険物の漂着情報の提供を受けた場合には、被害を未然に防止するための広報や、巡視活動に関連する機関への情報伝達を行う。

< 解説 >

(1)第一報通報者（発見者）からの事情聴取

第一報の受信は、現地確認の準備を行う時に、必要となる携行資材や現地確認に同行を依頼する関係機関を選定するための重要な情報である。従って、事情聴取については、下記の「通報者から聴取する事項」を聴取するための第一報ヒアリングシートをあらかじめ整備し、これに基づき事情聴取を行うことが効率的である。

【通報者から聴取する事項】

- 1)受信日時、受信者氏名
- 2)発見場所
- 3)通報者氏名、連絡先
- 4)危険物に関する特徴と数
- 5)人的被害の状況
- 6)周辺の状況

第一報通報者が海岸利用者や住民などの場合は、危険物について予備知識がないことから聴き取りにあたっては、なるべく平易な言葉で質問をするよう配慮することが望ましい。

また、通報者に対しては、危険物に近づかないよう注意喚起とするとともに職員が現地に到着するまでの間、周辺の海岸利用者に対して注意喚起の協力をお願いすることが、危険物による被害の防止につながるため、合わせて行うことが重要である。

なお、第一報は、周知している代表窓口のみでなく、市町村など他の組織で受信することも想定される。あらかじめこれらの組織の窓口「第一報ヒアリングシート」を配布・周知しておくことが望ましい。

(2)第一報ヒアリングシート

第一報ヒアリングシートは、あらかじめ準備しておくことが望ましい。以下に第一報ヒアリングシート様式例を表 2.1、ヒアリングシート記載例を表 2.2 に示した。

【第一報ヒアリングシートの様式例】

表 2.1 ヒアリングシート様式例

海岸漂着危険物 第一報ヒアリングシート		送付先(fax)****-**-****
課		
受信日時	平成 年 月 日 時 分	
受信者氏名		
発見場所	海岸(住所・目印等:)	
発見日時	平成 年 月 日 時 分	
通報者氏名・連絡先	連絡先 () - -	
ヒアリング事項		
危険物に関する特徴と数の確認	(漂着物の内容と数量を確認)	
人的被害の状況		
周辺の状況	さわらないよう、近づかないよう注意喚起する。	

【第一報ヒアリングシートの記載例】

表 2.2 ヒアリングシート記載例

海岸漂着危険物 第一報ヒアリングシート		送付先(fax)****-**-****
課		
受信日時	平成 年 月 日 時 分	
受信者氏名		
発見場所	海岸(住所・目印等: 市 地先 ホテルの前)	
発見日時	平成 年 月 日 時 分	
通報者氏名・連絡先	連絡先 (0000) - 00 - 0000	
ヒアリング事項		
危険物に関する特徴と数の確認	(漂着物の内容と数量を確認) 注射針のついている注射器が20~30本漂着している。	
人的被害の状況	海岸で遊んでいた子供がいたずらして針がささったが大きなケガではない。	
周辺の状況	他にも遊んでいる子供がいる。 さわらないよう、近づかないよう注意喚起する。	

【ヒアリング時のポイント】

- ・ 通報者に対して危険物から距離をとり、手を触れないよう注意を促す。
- ・ 通報者は、危険物の知識を有していないことを前提に平易な言葉で質問する。
- ・ 外見で漂着物が何か判明している時には、その名称を聞き取る。
注射器、ポリ容器、ドラム缶、信号弾、発炎筒等
- ・ 漂着物の数量、漂着範囲を聞き取る。
- ・ 臭気など通報者の五感による異常の有無について聴き取る。
- ・ 人的被害がある場合は、消防（119）への連絡状況を確認し、していない場合は、第一報通報者から連絡をしていただくようお願いする。
- ・ 漂着箇所は、周辺的目標物を聞き取ると同時に、無理のない範囲で危険物の周辺に目印を付けてもらうようお願いする。
- ・ 被害が広がる可能性がある場合は、必要に応じて通報者から周辺にいる人に対して注意を喚起するようお願いする。

(3)国や周辺自治体からの情報提供への対応

第一報の受信は、海岸利用者や地域住民などからの情報提供だけでなく、国や周辺自治体から情報提供もある。この情報は、海岸利用者や地域住民からの第一報とは異なり、海岸漂着危険物の具体的な漂着事実を知らせるだけでなく、近隣海岸への漂着や海上での漂流目撃情報等に基づく危険物の漂着への注意を喚起するための情報である場合もある。この際の対応は、国や周辺自治体からの漂着情報に対しては、第一報受信時と概ね同等の対応を取ることになるが、海上の漂流情報で、管轄海岸への漂着が想定される場合には、被害を未然に防止するための広報、巡視活動に関連する機関に対し、情報を伝達することが望ましい。

2.2 現地確認の準備

海岸漂着危険物の現地確認にあたっては、第一報から得られた情報に基づき、現地確認時の携行資材の準備、関係機関への報告、同行者の選定及び同行の依頼、現地の気象・海象状況の把握などの準備を行うことが重要である。この際に迅速な対応をするため、関係機関の連絡先等をあらかじめ準備・整理しておくことが望ましい。

< 解説 >

(1)携行資材の準備

第一報受信後、現地確認の実施にあたっては、出発前にヒアリング結果を基に必要な携行資材を準備する。その際、現地確認を行う者の安全の確保の視点、海岸利用者や近隣住民の安全確保の視点から事前に抽出整理した携行資材リストを活用し、迅速かつ確実に準備する。

海岸漂着危険物の現地確認時の携行資材の例を表 2.3 に示す。なお、危険性が確認された場合の基本的な対策は“危険物に近づかない、近づかせない”ことが基本であることから、防護柵や杭・ロープ等も装備することが望ましい。

表 2.3 現地確認時の携行資材の例

携行資材		用途
地図・筆記具等		
1	海岸漂着危険物対応ガイドライン（本書）	危険物を特定する参考資料
2	地図(管内図)	危険物の位置の確認
3	地図(現場周辺の詳細図)	危険物の位置の確認
4	通報者からの聞き取り調査票	危険物までの案内
5	鉛筆・シャープペンシル等	筆記
6	油性マジック	危険物への表記等
7	ビニールテープ・ガムテープ等	危険物の保護や危険物への表記 等
8	野帳	危険物の詳細記録
9	海岸立入禁止柵の鍵	現場への立入時
10	関連機関の連絡先リスト	現場への同行依頼
作業者装備		
1	ゴム長靴	防水対策
2	ゴム手袋	液体の危険物に直接ふれないようにする
3	軍手	危険物に直接ふれないようにする
4	ゴミばさみ	危険物に直接ふれないようにする
5	タオル・ウエス	揮発性の確認等
6	ヘルメット	防護用
7	防臭マスク	防臭対策
8	防寒具	防寒対策
一般的な現場資材		
1	巻尺（大・小の2種類）	危険物の測定
2	カメラ（ポラロイド/デジタルカメラ）・フィルム 等	危険物の撮影
3	ph試験紙	内容物の簡易判定
4	懐中電灯・ヘッドランプ, 電池	暗視用
5	時計	記録用
6	ロープ	作業用
7	連絡用品（携帯電話・無線機等）	関連機関への連絡
8	双眼鏡	周辺状況の把握
9	拡声器	海岸利用者への呼び掛け
10	危険物暫定保管・移動箱	危険物の暫定保管・移動用
11	大型で厚手のビニール袋	危険物の収集用
12	土のう袋	機材の固定等
13	防護柵 等	一次的な立入禁止区域の設置
14	その他	随時携行

【携行資材のチェックシートの例】

現地確認に向かう際、携行資材を円滑かつ確実に過不足なく準備するために、事前に表 2.4 に示すような携行資材チェックリストを作成しておくことが望ましい。その際、現地確認は何人かのパーティで実施するので、その人数分の数量を見越してチェック欄に記載しておく。

表 2.4 携行資材チェックリストの例

携行資材		総量	チェック	備考
地図・筆記具等				
1	海岸漂着危険物対応ガイドライン (本書)	人数分		
2	危険物写真帳	人数分		
3	地図(管内図)	1 式		
4	地図(現場周辺の詳細図)	1 式		
5	通報者からの聞き取り調査票	1 式		
6	鉛筆・シャープペンシル等	人数分		
7	油性マジック	人数分		
8	ビニールテープ・ガムテープ等	1 式		
9	野帳	人数分		
10	海岸立入禁止柵の鍵	1 式		
11	関連機関の連絡先リスト	1 式		
作業者装備				
1	ゴム長靴	人数分		
2	ゴム手袋	人数分		
3	軍手	人数分		
4	ゴミばさみ	人数分		
5	タオル・ウエス	人数分		
6	ヘルメット	人数分		
7	防臭マスク	人数分		
8	防寒具	人数分		
一般的な現場資材				
1	巻尺(大・小の2種類)	1 式		
2	カメラ(ポラロイド/ デジタルカメラ)・フィルム 等	1 式		
3	pH試験紙	1 式		
4	懐中電灯・ヘッドランプ、電池	人数分		
5	時計	人数分		
6	ロープ	1 式		
7	連絡用品(携帯電話・無線機等)	1 式		
8	双眼鏡	1 式		
9	拡声器	1 式		
10	危険物暫定保管・移動箱	1 式		
11	大型で厚手のビニール袋	1 式		
12	土のう袋	1 式		
13	防護柵 等	1 式		
14				
15				

1パーティ(3名程度)の携行資材

(2)関係機関への情報伝達

第一報を受信したら、その情報を関係機関に速やかに伝達する。情報を伝達する関係機関については、あらかじめ整理しておくことが望ましい。その際、海岸漂着危険物は、広域に漂着する可能性があるため、情報伝達機関は、都道府県内にとどまらず隣接する都道府県の海岸管理者なども念頭に置くことが望ましい。

第一報受信後、迅速に情報が伝達できるよう連絡体制表を作成し、見やすい位置に掲示することが望ましい。

また、情報を提供した関係機関には、現地確認後、危険物の処理後などに報告することが望ましい。

【ウミガメや鯨類（クジラ、イルカ）の死体について】

ウミガメや鯨類などの死体については、生態調査等を実施している下記機関にも連絡することが望ましい。

ウミガメ： NPO 法人 日本ウミガメ協議会

<http://www.umigame.org/>

TEL 072-864-0335

鯨類などの海産哺乳類：（財）日本鯨類研究所 ストランディング担当

<http://www.icrwhale.org/>

TEL 03-3536-6521

(3)同行者の選定と依頼

第一報を受信後、現地状況を確認して速やかに危険物の特定を行うために、ヒアリング結果に基づき同行者を決定し、同行を依頼する。

なお、同行を依頼する機関への連絡先リストは、あらかじめ整備しておくことが望ましい。

(4)気象・海象条件の把握

現地確認作業に先立ち、現地の潮位、波浪、風、天候等の気象・海象の予報情報を収集し、現場確認作業の基礎情報とすることが望ましい。

【情報収集先の例】

気象庁： 気象情報 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

2.3 現地の状況把握

現地確認にあたっては、あらかじめ作成した現地確認シートにより状況確認を行うこととし、危険物の特定等は、同行を依頼した危険物に精通している関係機関を中心に行うことが望ましい。

< 解説 >

(1) 現地での確認事項

現地での状況把握を効率的に行うために、以下に示す項目について確認を行う。現地確認にあたっては、危険が伴うため、表 2.5 の海岸漂着危険物の特徴から想定される被害を参考にし、確認作業を行う。

なお、確実に現地の状況を把握するため、以下の情報項目を中心として現地確認シートをあらかじめ準備しておくことが望ましい。表 2.6 に現地確認シートの様式例と、表 2.7 に現地確認シート記載例を示す。

【現地で確認する事項】

確認日時、確認者所属・氏名
調査箇所（地図等に記載）
危険物に関する特徴と数、天候の確認
人的被害の状況
周辺の状況
危険物を発見した場合の連絡先

表 2.5 海岸漂着危険物から想定される危険性

具体的な漂着物	想定される危険性							危険物のタイプ		備考
	爆発	火災	けが	火傷	ウイルス	薬害	悪臭	概形	内容物	
ガソリン					×	×			液体	
灯油					×	×			液体	
オイル					×	×			液体	
重油					×	×			液体	タンカー輸送時の事故による流出が懸念される危険物
発炎筒					×	×	×		固体	
信号弾					×	×	×		固体	
不発弾					×	×	×		固体	
花火					×	×	×		固体	
爆竹					×	×	×		固体	
スプレー缶					×	×			ガス	
消火器		×		×	×	×	×		ガス	
プロパンガスボンベ					×	×			固体	
使い捨てライター					×	×	×		ガス・固体	
注射器	×	×		×			×		固体	
薬瓶	×	×		×			×		固体・液体	
中身の分からない袋・容器								×	液体	
農薬	×	×	×	×	×			×	固体・液体	
キシレン (医薬用外劇物)					×				液体	HNS(タンカー輸送時の事故による流出が懸念される危険物)
ベンゼン (有機化学工業材料)					×				液体	
海洋生物死体 (毒性のあるもの)	×	×		×	×	×			固体	
海産哺乳類死体	×	×	×	×		×			固体	
鳥類死体	×	×	×	×		×			固体	
ガラス	×	×		×	×	×	×		固体	
刃物	×	×		×	×	×	×		固体	
金属片	×	×		×	×	×	×		固体	
船舶					×	×			固体	
漁具	×	×		×	×	×			固体	

注) 危険物のタイプの「概形」は、一見してその危険物が何であるか、分かりやすい物であるかの目安である。

【現地確認シートの様式例】

表 2.6 現地確認シートの様式例

海岸漂着危険物 現地確認シート		送付先 (fax)****-**-****
課		
日時	平成 年 月 日 時 分	
確認者所属・氏名		
調査箇所	海岸（住所・目印等： ）	
危険物に関する 特徴と数の確認 （危険物別の確認方法 と 留意事項を参考に 確認すること）	個数	現地確認状況
		液体 ポリタンク・ペットボトル・ガラス瓶・その他（ ） 中身の有無（ 有 ・ 無 ）
		爆発物 不発弾、信号弾、信号弾、その他（ ） 発射しているか（ 未使用 ・ 使用済み ）
		高圧ガス プロパンガスボンベ・消火器・スプレー缶・その他（ ） 容器の腐食状況（していない・著しい・穴が空いている）
		医療系廃棄物 注射器（注射針 有・無）・薬瓶（中身 有・無）その他（ ）
		海洋生物 鯨、イルカ、クラゲ、魚、その他（ ）
		家畜等 牛・豚・ヤギ・その他（ ）
		鳥等（渡り鳥系等） 周辺に同様の死体があるか（ 有 ・ 無 ）
		その他不審物
		異臭がするか。
人的被害 の状況		
周辺の状況		
危険物を発見した場合 の連絡先	（連携組織の事務局の連絡先、応援要請先の連絡先を記載しておく）	

【現地確認シートの記載例】

表 2.7 現地確認シート記載例

海岸漂着危険物 現地確認シート		送付先(fax)****-**-****
日時	平成 年 月 日 時 分	
確認者所属・氏名		
調査箇所	海岸(住所・目印等: 市 地先 ホテルの前)	
危険物に関する 特徴と数の確認 (危険物別の確認方法 と留意事項を参考に 確認すること)	個数	現地確認状況
		液体 ポリタンク・ペットボトル・ガラス瓶・その他() 中身の有無(有・無)
		爆発物 不発弾、信号弾、信号弾、その他() 発射しているか(未使用・使用済み)
		高圧ガス プロパンガスボンベ・消火器・スプレー缶・その他() 容器の腐食状況(していない・著しい・穴が空いている)
	注射器 35	医療系廃棄物
	薬瓶 5	注射器(注射針(有)・無)・薬瓶(中身(有)・無)その他()
		海洋生物 鯨、イルカ、クラゲ、魚、その他()
		家畜等 牛・豚・ヤギ・その他()
		鳥等(渡り鳥系等) 周辺に同様の死体があるか(有・無)
		その他不審物
		異臭がするか。
	人的被害 の状況	小学生1名に注射針が刺さった。
周辺の状況	釣り人、小学生が約20名いる。 利用者に対して、注意喚起を促した。	
危険物を発見した場合 の連絡先	(連携組織の事務局の連絡先、応援要請先の連絡先を記載しておく)	

(2)現地確認結果の報告

現地確認結果については、連絡協議会（仮）の事務局に報告し、事務局から関係機関に連絡する。

また、海岸漂着危険物の漂着状況およびその危険性を考慮し、必要に応じて隣接する都道府県の海岸管理者にも情報提供を行う。

2.4 専門家の要請

現地の状況把握で危険物の特定が出来なかった場合は、現地確認で得られた情報をもとに、適切な専門家を選定して危険物の分析を要請する。

< 解説 >

(1) 専門家の要請

現地の状況把握した時点で危険物の特定が出来なかった場合には、現地状況の把握時に得られた情報をもとに、適切な専門家を選定し、危険物の分析を要請し、この専門家の意見を参考に危険物の対応方法を検討する。

【専門家の要請が必要となった事例】

マリンマーカー（信号発煙照明筒）の特定事例	
漂着物	
概要	平成 19 年 2 月、海岸を散歩していた住民から警察署へ、海岸にマリンマーカーが漂着していると通報があった。警察署は、市、海上保安部、消防署に同行を依頼し、関係者で現地調査を行った。また、爆発の可能性があったため、自衛隊へ連絡した。分析の結果、危険性が低いマリンマーカーであったため、市が保管し、その後、自衛隊に処理を依頼した。

出典：八重山毎日新聞 HP (<http://www.y-mainichi.co.jp/news/7331/>)

(2) 特定困難な危険物の分析を依頼する専門機関の整理

組織として連携している連絡協議会(仮)のメンバーで現地確認を行った結果、危険物の判定ができなかった場合には、現場確認時の情報をもとに、専門機関から適切な機関を選定して危険物の分析を依頼することが望ましい。

これらの手配を迅速かつ確実に実施するためには、あらかじめ、分析力のある専門機関について情報を整理しておくことが望ましい。

2.5 海岸利用者・地域住民の安全確保

海岸漂着危険物対応にあたっては、第一に利用者・地域住民の安全の確保が重要であり、現場での安全確保や危険の周知・広報、漂着状況の把握を行うことが望ましい。これらを実施するにあたっては、必要に応じて応援要請を行うものとする。

< 解説 >

(1)現場での安全確保

専門家の派遣依頼から現場到着までに、海岸管理者のみでは十分な現場対応等が困難な場合は、警察に応援を要請するなどの安全対策を講じることが望ましい。特に火薬など爆発の危険性がある場合には、周囲の立ち入りを禁止する等、周囲の安全を確保する。

また、危険物が広範囲に漂着する場合、あるいは爆発により広範囲に影響が及ぶ危険性がある場合など、確実な現場封鎖のために必要な人員が不足する場合は応援を要請する。

(2)危険の周知・広報

周辺に海岸利用者が多い場合には、注意喚起や周辺から離れるよう呼び掛けるなど具体的な措置を行う。

海岸利用者や地域住民への広報の手法としては、現地に看板を立てることや、マスコミ（新聞、テレビ、ラジオ）、ホームページ、防災無線等を活用することが有用である。広報の内容は、危険物（不明物も含む）を見つけた際の連絡先や注意点等を広報することが望ましい。

【広報内容】

- 1)漂着物の形状、状況
- 2)想定される危険（具体的にわかりやすく）
- 3)見つけた時の対応（近づかない、手をふれない など）
- 4)見つけた時の連絡先

(3)漂着状況の把握

以下に示す時は、地域住民等から情報収集を行うなど、漂着状況を積極的に把握することが望ましい。

- 1)近隣沿岸に連続的に危険物の漂着物が漂着している時
- 2)危険物が漂着し、その後も継続的に漂着が懸念される時
（断続的に漂着することがあるので漂着が認められなくなった後も注意することが重要）
- 3)船舶事故により、危険物の漂着が予想される時
- 4)医療系廃棄物等、他地区への漂着が懸念される時

【現場での安全確保の事例】

石垣市の吉原海岸で、遭難した船等の位置を巡視船等に知らせるために発光して位置を知らせる「信号発煙照明筒（マリンマーカー）」が漂着した。

当初、爆発の可能性があるとして想定されたため、警察署及び石垣市が周辺をロープで囲い、看板を設置して危険物の周知を行うとともに、人が近づかないようパトロールを実施した。



写真提供：石垣市役所

図 2.2 現場での安全確保

【漂着時の広報の事例】

北海道奥尻町のホームページに記載された公報である。日本海沿岸で漂着した大量のポリタンクに強酸性の液体物質など劇薬が入っていたのを受けて、その概況を広報している。

「安易にさわらないように」「発見した場合の連絡」を呼び掛けているものであり、わかりやすく説明している。

 **暮らし** life

組織 環境センター カテゴリ ゴミ・し尿

漂着廃ポリタンク

2008年3月6日

漂着している廃ポリタンクにご注意を

今年1月中旬ごろから、奥尻島周辺を含む日本海沿岸地域を中心に、「**廃ポリタンク（ポリ容器）**」が多数漂着しています。

環境省のまとめによると、東北地方や九州地方を中心に、その数は14府県で約23,000個（2月22日現在）にもものぼっており、現在も多くの回収が続いているそうです。

奥尻町の海岸でも、漂着した廃ポリタンクが2月27日現在で既に**78個**回収されています。

この廃ポリタンクは、その多くにハングル文字や中国語などの外国語が表記されていることから、主にアジア諸国方面から流れ着いたものと考えられますが、今のところはどこから、なぜ流れ着いたのかは不明です。

なお、これらの一部には、**強酸性の液体物質や、濃塩酸、過酸化水素などが残っている**ものや、なかには、**劇薬として危険を伴う場合**もありますので、漂着した廃ポリタンクには**安易に触れないよう**、また、発見した場合は、**至急次まで連絡**くださるようお願いいたします。



【漂着した廃ポリタンクを発見した場合の連絡先】

- 奥尻町役場 産業建設課 水産係
電話:01397-2-3410（課直通）
または01397-2-3111（内線221・222）
- 奥尻町環境センター
電話:01397-3-2747
- 江差警察署奥尻駐在所
電話:01397-2-2016
- 江差警察署青苗駐在所
電話:01397-3-2350

http://www.town.okushiri.lg.jp/hotnews/hotnews_view.php?id=668

図 2.3 広報の事例（北海道奥尻町 HP）

2.6 対応方針の決定

現地で確認した海岸漂着危険物の対応方針については、同行した専門家の意見を聴くとともに、必要に応じ、連絡協議会（仮）のメンバーと協議し、決定する。

(1)対応方針の決定

< 解説 >

海岸漂着危険物の対応方針は、必要に応じ、専門家の意見を聴取し、漂着確認現場からの移動やその後の保管等、危険物の適切な処理方針を連絡協議会（仮）のメンバーと協議し、決定する。一時的に海岸漂着危険物を保管する場合は、あらかじめ確保した保管場所に移動する。危険物の保管や搬送の方法は、危険物を特定した専門家に確認することが重要である。

そのまま、現地で保管する必要がある場合には、立入規制や現地封鎖など海岸利用者等に対する具体的な措置を行う。

(2)保管場所の確保

海岸管理者は、海岸の安全を確保するために漂着した危険物を回収し、危険物の特定（分析）の後、処理方法を決定するまでの間、海岸から移動、回収した危険物を一時的に保管しなければならないことがあるため、あらかじめ保管場所を検討し、表 2.8 のような形で整理しておくことが望ましい。

【保管場所情報の整理例】

表 2.8 保管場所情報のリスト

保管場所	住所	電話番号	保管場所等の情報
県 課	県 市 町 番 号	****(**)****	地図 参照
市 課	県 市 町 番 号	****(**)****	

2.7 事後の取りまとめ

海岸漂着危険物の対応終了後、関係機関から情報の集約をはかり、速やかに対応報告書を作成することが重要である。また、初めて経験する海岸漂着危険物の対応を行った場合には、今後同種の危険物の漂着時に適切な対応ができるよう、事後評価を行い連携体制等にフィードバックすることが重要である。

< 解説 >

(1)事後評価のポイント

近年、海岸漂着危険物の問題が顕在化しており、これらへのより適切かつ安全な対応の周知が重要である。このため、実際に漂着した危険物への対応事例については、その対応について適切に記録を残すとともに、講じた対策一つ一つについて、その効果をしっかり検証することが重要である。

通報体制：発見者から適切な情報を受け取ることができたか？

連絡体制：連絡協議会メンバー、関連機関と適切な情報交換ができたか？

連携体制：各関連機関と適切な連携ができたか？

現場確認：状況把握、危険物特定、危険度把握ができたか？

対応内容：被害発生の防止対策、危険物の処理が適切にできたか？

広報活動：地域住民に適切な情報を提供できたか？

事前準備：事前準備に不足はなかったか？

(2)報告書の作成

海岸漂着危険物対応の経緯は、その後、適切に対応するための貴重な記録であるため、関係機関から情報を収集・整理し、共有化することが重要である。前項に示した評価ポイントを中心に、対象事例について評価情報を取りまとめ、具体的な改善方針も含めて報告書として取りまとめることが肝要である。蓄積した危険物の情報は、海岸漂着危険物の現地確認、危険物の特定時の参考資料としての活用が期待できる。

このため、実際に海岸漂着危険物の対応を行った場合には、あらかじめ記録を残すための記録様式を作成することが望ましい。表 2.9 に報告書の書式例、表 2.10 に報告書の記載例を示す。

【整理する情報項目】

- 1)通報日時
- 2)通報者、連絡先、通報内容
- 3)連絡機関
- 4)漂着場所
- 5)漂着物个数、漂着状況、形状（写真などの記録をとる）
- 6)原因者
- 7)人的被害
- 8)確認対応、処理方法、協力要請

【報告書の様式例】

記録は、その後の海岸漂着危険物対応時の活用を考え、総括的な見出表（上段の様式）と事例ごとの報告書（下段の様式）に分けて整理するとよい。

表 2.9 報告書の様式例

番号	発生日時	漂着箇所	漂着物の種・数	被害の有無	課題・問題点等
1					
2					
3					
4					


海岸漂着危険物対応報告書	
通 報	
通 報 日 時	平成 年 月 日 時 分
発 見 日 時	平成 年 月 日 時 分
通 報 者	氏名： 電話番号：
通 報 内 容	場所： 形状： 状況：
受信者（所属・氏名）	
現 地 対 応	
漂着場所	写真
漂着物名 漂着量	
原因者	不明・有（ ）
被害状況	有・無
現地対応	
対応機関	現地確認： 分析： 処理：
備 考	

【報告書の記載例】

下記に報告書の記載例を表 2.10 に示す。

表 2.10 報告書の記載例

番号	発生日時	漂着箇所	漂着物の種・数	被害の有無	課題・問題点等
1	平成 年 月 × 日	海岸	信号弾 2個	負傷者 2 名	
2	平成 年 × 月 日	× × 海岸	注射器 10個	被害なし	
3	平成 × 年 月 日	海岸	フロンガスボンベ 1個	被害なし	
4					

海岸漂着危険物対応報告書	
通 報	
通 報 日 時	平成 年 月 × 日 時 分
発 見 日 時	平成 年 月 × 日 時 分
通 報 者	氏名： 電話番号： 0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0
通 報 内 容	場所： 海岸の ホテル前 形状： 発煙筒の様なもの 状況： 数は、2本あり、そのうちの1本が爆発して拾った人がケガをしており、救急車を呼んだ。
受信者（所属・氏名）	県 事務所 × × 課
現 地 対 応	
漂着場所	海岸 県 市 × × 地先(ホテル前) 写真 
漂着物名 漂着量	信号弾 2 本
原因者	不明・有 ()
被害状況	有・無 海岸利用者が信号弾を誤射させ、火傷を負う。
現地対応	時 分 警察、市、事務所職員で現地確認。信号弾は、全て未使用のものであったため、漂着箇所をロープで囲い立入禁止措置をとった。 時 × 分 上記の旨を 県 課（事務局）に報告。事務局から県内の関係者に現地確認結果を連絡。 時 分 処理業者に処理依頼。 × 時 分 発見箇所の周辺を確認した結果、他の箇所では発見されなかった。 時 分 県内の他海岸をパトロールした結果、異常なし。 × 時 分 処理業者が信号弾を回収。
対応機関	現地確認： 警察、市、事務所 分析： 特になし 処理： 産業（処理業者）が運搬・処理
備 考	

(3)関係機関への報告

取りまとめた報告書については、基本情報の共有のため、連絡協議会（仮）の関係機関に報告する。なお、海洋生物については、鯨類は（財）日本鯨類研究所、ウミガメはNPO 法人日本ウミガメ協議会が、打ち上がりの情報を収集・調査しているため、鯨類やカメが打ち上がっている場合は、これらの機関にも報告することが望ましい。

(4)危険物対応のフィードバック

同種の危険物漂着時に速やかな対応を行うため、事実を報告書に取りまとめるに留まらず、構築した対応方法について、事後評価を参照として具体的な改善方針を検討するなど、見直しを実施することが重要である。

3. 事前の対応

海岸漂着危険物の対応を迅速かつ安全に行ない、かつ、海岸利用者や地域住民の安全性を確保するためには、表 3.1 に示すような通常時の対応を行なうことが重要である。

表 3.1 通常時の対応の概要

通常時の対応項目	概要
既往事例の情報収集整理	実際に海岸漂着危険物に対応した経験に基づく知見は、その後の危険物への対応を行う上での重要な参考資料となるため、情報を整理して蓄積することが望ましい。
啓発のための広報	海岸漂着危険物によるケガ・事故を防止するために、通常時から地域住民や海岸利用者に対して広報することが望ましい。
通常時の巡視	海岸漂着危険物によるケガ・事故を防止するために、通常時から漂着ゴミ等の状況を把握するための巡視を実施することが望ましい。
部局内での教育・訓練	海岸漂着危険物の漂着時に速やかな対応をとるために、部局内で海岸漂着危険物の対応について定期的に教育、訓練を実施することが望ましい。

3.1 既往事例の情報収集整理

既往の海岸漂着危険物への対応事例は、安全かつ適切に現地対応を行う際に有用な参考資料となる。このため、現地の状況把握の際の基礎資料となるよう海岸漂着危険物に関する情報を収集・整理・蓄積することが望ましい。

< 解説 >

海岸管理者は、危険物に関する専門的な知識がなく、また、人事異動などにより担当者が代わることも多い。このことから過去の海岸漂着危険物対応の実績を蓄積・活用することが、適切な対応を行う上で有効な参考資料となる。

3.2 啓発のための広報

海岸漂着危険物は、地域住民や海岸利用者に被害を与える危険がある。これらの被害を防止するため、日頃から海岸漂着危険物の危険性や、発見時の対応に関する広報を行うことが重要である。

< 解説 >

海岸漂着危険物による被害を防止するためには、日頃の広報活動が重要である。特に、人的被害が発生する可能性がある危険物については、あらゆる機会を通じて周知を行うことが望ましい。

具体的な対応としては、危険物発見時の連絡先等を示した掲示板の設置、パンフレットやポスターの作成・配付、TV、ラジオ、新聞広告、市町村等のホームページ（携帯電話でも閲覧可能なもの）・広報誌の活用、講習会の開催等が考えられる。また、NPO等が主催する海岸清掃時や小中学校の総合学習において図 3.2 に示す海岸漂着危険物ハンドブックを頒布することも効果が高い手段と考えられる。

なお、周辺自治体から危険物の漂着情報があり、管轄海岸でもその危険性について周知する必要がある場合には、前述した 2.5(2) に示すように海岸利用者・地域住民の安全確保のための迅速な広報活動を行うことが望ましい。

【ゴミ清掃活動を通じた啓発活動の参考事例】

JEAN/クリーンアップ全国事務局では、海岸のゴミ清掃活動を通じた啓発活動を実施している（クリーンアップキャンペーン）。また、その他にも講演活動やスライドを用いた勉強会、パネルや漂着物のトランク・ミュージアムの展示などを随時実施している。このような活動で信号弾や発炎筒の実物を見る機会をつくることは、効果的であると考えられる。



写真提供：(財)リバーフロント整備センター

図 3.1 海岸のゴミ清掃活動を通じた啓発活動の状況

【ハンドブックの参考事例】

現地海岸においてゴミ回収を実施する際に、危険物の事例を掲載した「海岸漂着危険物ハンドブック」等の配布は、日常生活で危険物を目にすることが少ない参加者にとっては、非常に重要かつ有効な情報であると考えられる。

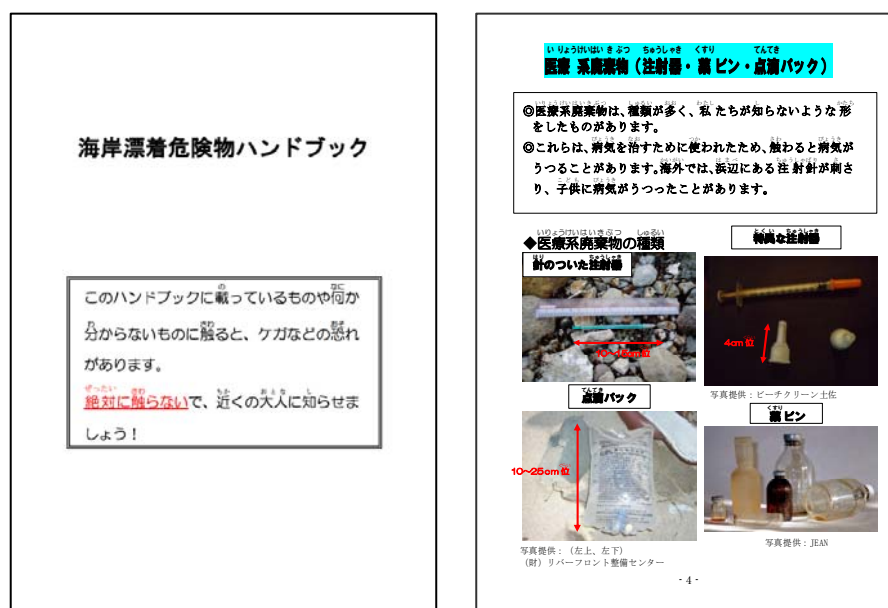


図 3.2 啓発用資料（海岸漂着危険物ハンドブック）

3.3 通常時の巡視

海岸漂着危険物を早期に発見するためには、通常時の巡視が重要である。しかし、海岸管理者が頻繁に巡視を行うことが困難であるのが現状である。このため地域住民や NPO 団体との連携や、近隣の自治体や海上保安庁等と連携し、効率的な巡視体制を整備することが重要である。

< 解説 >

(1)通常時の巡視

管轄する海岸への海岸漂着危険物の漂着特性を参考に、巡視時に配慮すべき項目を整理するとともに、2.3 章に示す現地確認シートを用いて巡視を実施する。

また、近年、日本海沿岸では、冬季にポリ容器が漂着する事例などがあり、季節、地域特性を踏まえた巡視を行うことが望ましい。

(2)巡視の連携

海岸管理者以外にも、漁業、海水浴場関係の団体、頻繁に海岸を利用する NPO や地域住民、ライフセーバー等の海岸利用者関連団体等、通常時に海岸を見る機会が多い団体等があるため、これらの団体の有無を確認し、連携体制を構築するなどの方法も有効である。

また、具体的な連携に及ばずとも、前項で作成した現地確認シートを各団体に配布しておくことにより、不定期ではあっても協力していただく機会が得られるという点では有効と考えられる。

(3)巡視時に危険物を発見した際の対応

海岸管理者が通常の巡視時に危険物を発見した場合は、以下の対応が初動活動となる。

【海岸管理者の対応】

- 1)海岸利用者の安全確保をする。
- 2)海岸漂着危険物代表受付窓口へ報告し、関係機関に現地の確認を要請する。

3.4 教育・訓練

海岸管理者は、人事異動により初めて海岸管理を行うことがあるため、海岸漂着危険物の種類や危険性、対応方法について教育・訓練することが望ましい。

< 解説 >

教育・訓練は、以下の「部局内の教育・訓練の例」を参考に計画することが望ましい。なお、教育・訓練には、本ガイドラインを利用するほか、実際に現地で回収実績があった事例等を利用するとよい。

【部局内の教育・訓練の例】

教育・訓練

新任者研修

対象者：新入・転入職員、外部委託等

実施頻度：随時（新たに担当者が入って来たとき）

内 容：危険物対応の組織や連携・連絡体制、危険物の種類やその危険性を説明（主に座学）

現地対策訓練（防災訓練や水質事故訓練など同時開催も考えられる）

対象者：連携組織全体

実施頻度：年1回程度

内 容：情報伝達訓練（現地対策訓練）

このような教育・訓練を実施することで、実際起こった海岸漂着危険物の知識を共有するとともに、今後の漂着物対応方策の改善につなげていくことが望まれる。

おわりに

本ガイドラインでは、危険物による被害や対応にあたっての混乱をできる限り少なくするよう、危険物が漂着した時に海岸管理者が行うと想定される初動対応について望ましいと考えられる対応方法や具体的な対応事例を掲載した。

本ガイドラインを参考に、今後、海岸漂着危険物の対応事例の蓄積なども踏まえ、海岸漂着危険物への適切かつ安全な対応を円滑に進められることが望まれる。

本ガイドラインは、以下のホームページから入手できます。

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html

海岸漂着危険物対応ガイドライン

参 考 資 料

目 次

1 . 海岸漂着危険物の事例	1
引火性液体	1
火薬等（発炎筒）	1
火薬等（マリンマーカー/信号発炎照明筒）	2
火薬等(信号弾).....	2
火薬等（不発弾）	3
高圧ガス	4
医療系廃棄物	5
薬品類	5
動物死体（毒性があるもの）	6
動物死体（ウミガメ、海産哺乳類）	6
動物死体（鳥）	7
その他	7
2 . 海岸漂着危険物の対応事例	8
引火性液体：廃油の対応事例	8
火薬等：発炎筒の対応事例	9
火薬等：マリンマーカー（信号発炎照明筒）の対応事例	10
火薬等：信号弾の対応事例	11
火薬等：不発弾の対応事例	12
高圧ガス：プロパンガスボンベの対応事例	13
医療系廃棄物：注射針の対応事例	14
薬品類：日本海沿岸での強塩酸が入ったポリ容器の対応事例	15
動物死体：クラゲの対応事例	16
動物死体：鯨の漂着の対応事例	17
動物死体：鳥の大量漂着の対応事例	18
3 . 漂流・漂着ゴミに関連する補助金について	19

1. 海岸漂着危険物の事例

引火性液体	
 <p>40～45cm 位</p>	 <p>90cm 位</p>
<p>写真提供：(右) (財)リバーフロント整備センター</p>	
<p>< 概要 > 引火性液体は、ガソリン、灯油、オイル等であり、火を近づけると爆発、火災の恐れがある。引火性液体は、ドラム缶やタンク類、ポリ容器等に入って漂着することがあり、容器の表記と内容物が異なることがあるので注意が必要である。</p>	
<p>< 想定される危険性 > 爆発、火災、けが、火傷、悪臭 等</p>	

火薬等（発炎筒）	
<p>【車両用】</p>  <p>15cm 位</p>	<p>【船舶用】</p>  <p>15～30cm 位</p>
<p>写真提供：(左) (財)リバーフロント整備センター (右) 新潟市</p>	
<p>< 概要 > 発炎筒は、事故などの時に火薬を燃焼させて高光度な火炎や多量の煙を発生させて位置を知らせる信号として利用されているもので、不要意に扱うと爆発、火災の恐れがある。</p>	
<p>< 想定される危険性 > 爆発、火災、けが、火傷 等</p>	

火薬等 (マリンマーカ- / 信号発炎照明筒)



写真提供：(左) 八重山毎日新聞

< 概要 >

マリンマーカ-は、発炎筒の一種で、航空機から遭難した船等の位置を捜索中の巡視船等に知らせるために海に投入され海上で発光するもので、不用意に扱うと爆発、火災の恐れがある。なお、使用済みで海に一度沈んだものでも、火薬が残っていれば再び発火する恐れがある。

< 想定される危険性 >

爆発、火災、けが、火傷 等

火薬等(信号弾)



長さ：30cm 位

写真提供：(下)仙崎海上保安部

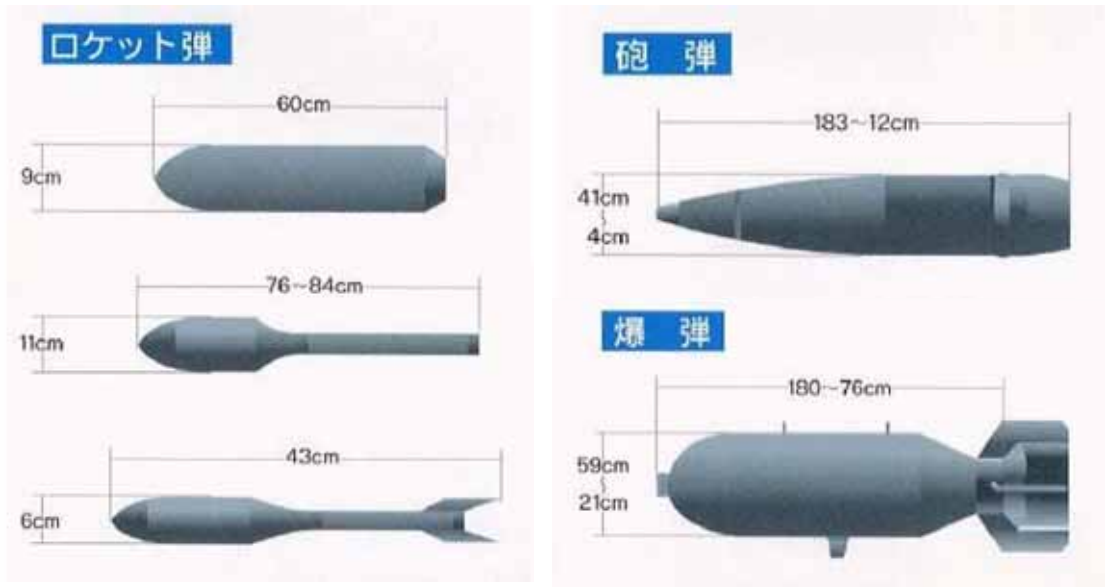
< 概要 >

信号弾は、船が遭難した時などに発光体を上空に打ち上げて救助を求める信号として利用されているもので、不用意に扱うと爆発の恐れがある。

< 想定される危険性 >

爆発、火災、けが、火傷 等

火薬等（不発弾）



写真提供：沖縄不発弾等対策協議会

< 概要 >

不発弾は、起爆装置（信管）の作動不良等で爆発しなかったロケット弾等のことで、衝撃などにより爆発する恐れがある。

< 想定される危険性 >

爆発、火災、けが（人命を脅かす）、火傷 等

高圧ガス



0.4 ~ 1.5m 位



0.4 ~ 1.2m 位



15 ~ 25cm 位



15 ~ 20cm 位

写真提供：(左上、左下、右下) (財)リバーフロント整備センター

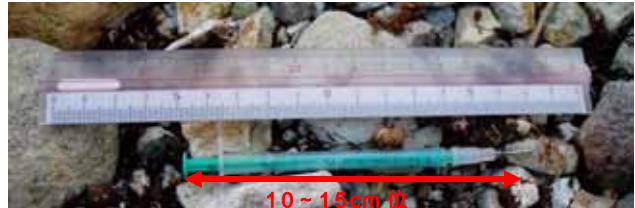
<概要>

高圧ガスや圧縮空気により内容物を噴出させるもので、容器が腐食や変形等しているものは、爆発、火災の恐れがある。

<想定される危険性>

爆発、火災、けが、火傷、悪臭 等

医療系廃棄物



写真提供：(左上)JEAN (右下) ピーチクリーン土佐

< 概要 >

医療系廃棄物は、病院等で使用された注射器、薬瓶等のことで、ウイルス感染、薬害等の恐れがある。

< 想定される危険性 >

けが、ウイルス、薬害 等

薬品類



写真提供：(右)長崎県

< 概要 >

薬品類は、キシレンやベンゼン、農薬等のことで、爆発や火災、薬害等の恐れがある。薬品類は、ポリ容器やペットボトル等に入って漂着することがあり、容器の表記が消えていたり、内容物が異なることがあるので注意が必要である。

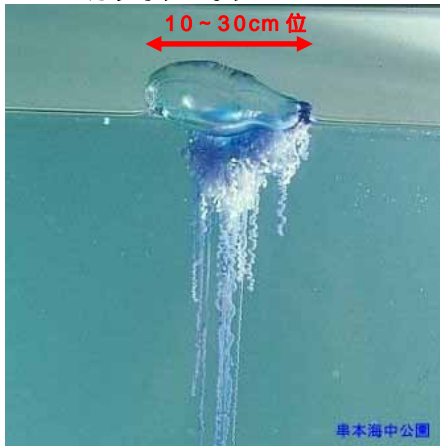
なお、近年、日本海沿岸では、塩酸等が入ったポリ容器が漂着している。

< 想定される危険性 >

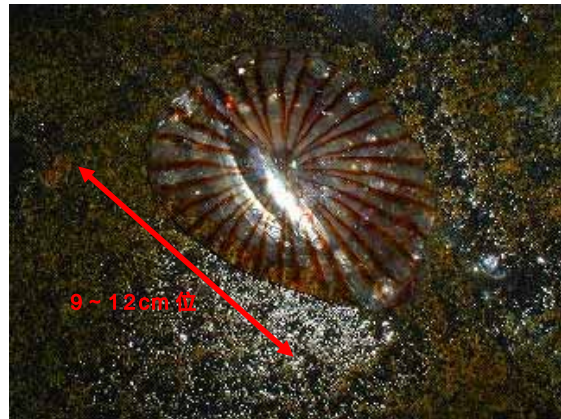
爆発、火災、けが、火傷、薬害（呼吸困難、発ガン性 等）、悪臭 等

動物死体（毒性があるもの）

カツオノエボシ



アカクラゲ



写真提供：（左）串本海中公園センター、（右）一日一善

< 概要 >

死んでいても毒性のあるものとしては、クラゲやエイ、等の魚類があげられ、触手等に不用意に触ると毒でけがをする恐れがある。

< 想定される危険性 >

けが（皮膚のただれ、腫れ）、悪臭 等

動物死体（ウミガメ、海産哺乳類）



写真提供：かながわ海岸美化財団

< 概要 >

ウミガメ、鯨等の海産哺乳類の死体の漂着は、自然死、海洋汚染などによるもの、病気によるものなどの要因が考えられる。鯨等の死体から、人獣共通の伝染病も確認されている。

< 想定される危険性 >

ウイルス、悪臭 等

動物死体（鳥）



写真提供：かながわ海岸美化財団

< 概要 >

餌不足や油などの海洋汚染、鳥インフルエンザ等による鳥の死体が漂着し、鳥の死体に触ると鳥インフルエンザ等のウイルスに感染する恐れがある。

< 想定される危険性 >

ウイルス、悪臭 等

その他



写真提供：（財）リバーフロント整備センター

< 概要 >

その他の危険ゴミは、ガラス、刃物、金属片、船舶、漁具等があり、不用意に触るとけがをする恐れがある。

< 想定される危険性 >

けが 等

2. 海岸漂着危険物の対応事例

引火性液体：廃油の対応事例	
地域	石川県
漂着物	 <p>写真提供：石川県加賀市</p>
概要	<p>住民から加賀市へドラム缶が漂着していると通報があり、市及び県職員が調査した結果、内容物が不明であった。専門家に回収してもらい分析を行った結果、廃油と判明したため、産業廃棄物業者に処理を依頼した。</p>
対応	<p>第1通報者への対応</p> <p>住民から加賀市へドラム缶が漂着していると通報があった。</p>
	<p>現地確認の準備</p> <p>市は、県に連絡し同行を求めた。</p>
	<p>現地の状況把握</p> <p>市及び県の職員が現地調査を実施した。外観や中身の有無等を確認した結果、ドラム缶の腐食箇所から内容物が滲み出していた。</p>
	<p>海岸利用者・周辺住民の安全確保</p> <p>漂着箇所が、海水浴場からかなり距離があり、人の立入りがほとんどないものと判断したため特に対応を行わなかった。</p>
	<p>対応方針の決定</p> <p>内容物が不明であったため、産業廃棄物業者に回収してもらい分析を行った。分析の結果、廃油と判明したため、産業廃棄物業者に処理を依頼した。</p>
	<p>事後のとりまとめ</p> <p>市は、対応の経緯を記載した報告書を作成した。</p>
留意事項	<p>内容物が不明な場合は、専門家に内容物の特定を依頼することが重要である。</p>

出典：加賀市ヒアリング

火薬等：発炎筒の対応事例		
地域	新潟県	
漂着物	 <p>写真提供：新潟市</p>	
概要	平成 18 年 5 月、海岸に隣接している東北電力の敷地をパトロールしていた警備員から新潟市へ角海浜で発煙筒が漂着していると通報があった。新潟市は、爆発の恐れがあるため、警察署に同行を依頼し現地調査を実施した。発炎筒は、市が保管し、その後、自衛隊に処理を依頼した。	
対応	第 1 通報者への対応	東北電力の警備員から新潟市へ、角海浜で発煙筒が漂着していると通報があった。
	現地確認の準備	市は、爆発の恐れがあるため、警察署に同行を依頼した。
	現地の状況把握	市及び警察署の職員が現地調査を実施した。 また、沿岸で同種の発炎筒が漂着していたため、周辺自治体と情報交換を行った。
	海岸利用者・周辺住民の安全確保	市は、その後の漂着を確認するため、海岸のパトロールを実施した。 市の広報誌に発炎筒が漂着した旨を掲載した。また、海岸周辺の自治会に発炎筒が漂着していたら触らないよう連絡した。
	対応方針の決定	警察署から発炎筒の保管を依頼されたので市で保管した。その後、自衛隊に処理を依頼した。
	事後のとりまとめ	市は、対応の経緯を記載した報告書を作成した。
留意事項	継続的に漂着してくることが危惧される場合には、パトロールを強化し、周辺住民・海岸利用者に周知・広報することが重要である。	

出典:新潟市役所ヒアリング

火薬等：マリンマーカー（信号発炎照明筒）の対応事例

地 域		沖 縄 県
漂 着 物		
	写真提供：八重山毎日新聞 HP	
概 要	<p>平成 19 年 2 月、海岸を散歩していた住民から警察署へ、海岸にマリンマーカーが漂着していると通報があった。警察署は、市、海上保安部、消防署に同行を依頼し、関係者で現地調査を行った。また、爆発の可能性があったため、自衛隊へ連絡した。分析の結果、危険性が低いマリンマーカーであったため、市が保管し、その後、自衛隊に処理を依頼した。</p>	
対 応	第 1 通報者への対応	海岸を散歩していた住民から警察へ、海岸にマリンマーカーが漂着していると通報があった。
	現地確認の準備	警察署は、市、海上保安部、市消防本部へ連絡し、同行を依頼した。
	現地の状況把握	海上保安部及び警察署、市、消防署の職員が現地調査を実施した。爆発性のある照明弾の可能性があるため、市から自衛隊へ連絡した。
	海岸利用者・地域住民の安全確保	爆発の危険があると想定されたため、警察署及び市が土のうを積み、周辺をロープで囲い、看板を設置して危険物の周知を行うとともに、人が近づかないようパトロールを実施した。
	対応方針の決定	自衛隊が漂着物の画像を確認し、危険性の低いマリンマーカーであることが判明した。マリンマーカーと確認されたため、市及び消防署、警察署の職員が回収し、市が保管した。その後、自衛隊に処理を依頼した。
事後の取りまとめ	市は、対応の経緯を記載した報告書を作成した。	
留意事項	<p>爆発が懸念される危険物は、安全が確認されるまでの間、立入禁止処置を講じ、周辺住民・海岸利用者に周知・広報することが重要である。 危険物が特定出来ない場合は、専門家に特定を依頼し対応方針を決定することが重要である。</p>	

出典：八重山毎日新聞 HP、石垣市ヒアリング

火薬等：信号弾の対応事例		
地域	石川県	
漂着物	 <p>写真提供：内灘町</p>	
概要	平成 18 年 5 月、海水浴場を散歩していた住民が、海岸に落ちていた信号弾を操作し、大けがを負ったと警察署に通報があった。警察署職員が現地調査を行い、2 本を回収した。その後、警察署から町へ届け出た際、未使用の信号弾が暴発し、町職員が手に火傷を負った。	
対応	第 1 通報者への対応	海水浴場を散歩中の住民が、海岸に漂着していた信号弾を操作し、大けがを負ったと警察署に通報があった。
	現地確認の準備	なし
	現地の状況把握	警察署の職員が現地調査を実施し、漂着した信号弾 2 本を回収、保管した。
	海岸利用者・地域住民の安全確保	事故後、町はホームページや広報紙で、海岸に漂着した不審物に対する注意喚起を実施した。
	対応方針の決定	警察署は、町に信号弾を届け出た。しかし、役場内で 2 本目の信号弾が暴発してしまったため、町は、町職員に対して取り扱いに関して注意喚起を実施した。
	事後のとりまとめ	報告書は特に作成していない。
留意事項	<p>暴発の恐れがある危険物は、専門家に運搬・保管方法を確認することが重要である。</p> <p>継続的に漂着してくることが危惧される場合には、パトロールを強化し、周辺住民・海岸利用者に周知・広報することが重要である。</p>	

出典：北國新聞 web2006 年 5 月 16 日、石川県ヒアリング

火薬等：不発弾の対応事例		
地域	沖 縄 県	
漂着物	 <p>写真提供：沖縄県本部町</p>	
概要	平成 20 年 6 月、住民から本部町へ海岸に不発弾が漂着していると通報があった。町の職員が漂着箇所を確認し、警察署に連絡した。町職員と警察署職員で現地調査を行った結果、不発弾は、爆発の危険性はないものと判断されたため、警察署が回収し、その後、自衛隊に処理を依頼した。	
対 応	第 1 通報者への対応	住民から本部町へ不発弾が漂着していると通報があった。通報者には、触らないように、近づかないように注意した。また、通報者は、職員が現場に行くまで現場にいていただけなので、まわりに人を近づかせないようにお願いをした。
	現地確認の準備	なし
	現地の状況把握	不発弾の発見場所で、その後の通報先を陸上の場合には警察署、海域の場合には海上保安庁と取り決めているため、町の職員が漂着箇所を確認し、警察署に連絡した。
	海岸利用者・周辺住民の安全確保	警察署職員の到着まで町職員が現地で人が近づかないようにした。不発弾は、現地の状況を把握した後、すぐ撤去したため、その後は特になにもしていない。
	対応方針の決定	不発弾は匂いがなく、波で激しくぶつかった形跡があり、腐食が進んでいることなどから、警察署職員は、爆発の危険性はないと判断した。この為、警察署が回収し保管した。その後、自衛隊に処理を依頼した。
	事後のとりまとめ	町は、対応の経緯を記載した報告書を作成した。
留意事項	不発弾のように特に危険なものについては、通報段階で通報者へ注意を喚起することが重要である。 爆発が懸念される危険物は、安全が確認されるまでの間、立入禁止処置を講じることが重要である。	

出典：本部町ヒアリング

高圧ガス：プロパンガスボンベの対応事例		
地域	島根県	
漂着物	 <p>写真提供：島根県出雲市</p>	
概要	住民から警察署へ、海岸にプロパンガスボンベが漂着していると通報があった。警察署から連絡を受けた市は、現地調査を行った結果、内容物が不明であったため、産業廃棄物業者に内容物の分析及び処理を依頼した。	
対応	第1通報者への対応	住民から警察署へ、海岸にプロパンガスボンベが漂着していると通報があった。
	現地確認の準備	警察署は、市へ現地調査を要請した。
	現地の状況把握	市の職員が現地調査を実施した。 外観やガス漏れを確認したところガス漏れはなく、容器が腐食していたため内容物は不明であった。
	海岸利用者・地域住民の安全確保	なし
	対応方針の決定	市は、プロパンガスボンベを回収・保管し、内容物が不明であったため、産業廃棄物業者に内容物の分析及び処理を依頼した。
	事後のとりまとめ	市は、対応の経緯及び内容物の分析結果を取りまとめた報告書を作成した。
留意事項	内容物が不明な場合は、専門家に内容物の特定を依頼し、対応方針を決定することが重要である。	

出典：出雲市ヒアリング

医療系廃棄物：注射針の対応事例		
地域	香川県	
漂着物	 <p>写真提供:四国新聞 2004年8月26日</p>	
概要	平成16年8月、住民から高松市へ医療系廃棄物が漂着していると通報があった。市、県、警察署が現地調査した結果、注射針などがあり危険であったので、立ち入り禁止処置を実施した。県は、注射針を回収し、廃棄物処理業者に処理を依頼した。	
対応	第1通報者への対応	住民から高松市へ医療系廃棄物が漂着していると通報があった。
	現地確認の準備	市は県へ連絡し、連絡を受けた県は、関係機関及び警察署に同行を依頼した。
	現地の状況把握	市及び県の関係機関、警察署の職員が現地調査を実施した。
	海岸利用者・地域住民の安全確保	県は海岸の入り口に立ち入り禁止処置を実施し、巡視を強化した。しかし、立ち入り禁止区域内に入り遊んでいた男児に注射針が刺さる事故が発生した。
	対応方針の決定	県は、注射針を回収し、廃棄物処理業者に処理を依頼した。
	事後のとりまとめ	県は、対応の経緯について資料を整理した。
留意事項	立入禁止措置を行った場合は、合わせて周辺住民に広報・周知することが重要である。	

出典：四国新聞:2004年8月26日、香川県ヒアリング

薬品類：日本海沿岸での強塩酸が入ったポリ容器の対応事例

地域	長 崎 県	
漂着物	<p>【漂着状況】</p> 	 
概要	<p>平成20年1月中旬、住民から市町へポリ容器が漂着していると通報があった。市町の職員が、現地調査した結果、約7960個の漂着が確認された。市町は、ポリ容器の回収し、容器に入っている内容物は県が分析した。その結果、酸性の液体が入っているものもあり、市町は、分析結果を基に処理を決定した。</p>	
対応	第1通報者への対応	<p>住民から市町へポリ容器が漂着していると通報があった。</p>
	現地確認の準備	<p>市町は、県に連絡し、県は「長崎県沿岸におけるポリ容器漂着物に関する取扱要領」に基づき沿岸の市町及び保健所へ漂着状況の調査を要請した。</p>
	現地の状況把握	<p>市町の職員が漂着状況を調査した。その結果、漂着したポリ容器の大半はハングルなど外国表記があり、酢酸や過酸化水素などの化学式の表記があった。また、一部の容器には酸性の液体が入っていた。</p>
	海岸利用者・地域住民の安全確保	<p>市町のホームページや広報誌を通じて、不用意に触れることなく市町に通報するよう注意喚起を行った。</p>
	対応方針の決定	<p>市町が、ポリ容器の回収を行い、内容物が入っている容器は市町で保管し、空容器は処理を行った。容器の内容物は、県の機関において分析し、その結果を基に市町及び保健所の職員が中和処理を行った。</p>
	事後のとりまとめ	<p>市町がポリ容器の処分を完了した後、県は対応の経緯を整理し、報告書を作成した。</p>
留意事項	<p>内容物が不明な場合は、専門家に内容物の特定を依頼し、対応方針を決定することが重要である 継続的に漂着してくることが危惧される場合には、周辺住民・海岸利用者に周知・広報することが重要である。</p>	

出典：長崎県庁 HP

動物死体：クラゲの対応事例		
地域	和歌山県	
漂着物	 <p>写真提供：(株)紀伊民報 2006年8月9日</p>	
概要	海水浴場にアンドンクラゲの漂着が大量にあったため、常駐したライフセーバーが海水浴客へ注意を喚起した。また、ライフセーバー本来の業務に差し支えない範囲で回収・処分を行った。	
対応	第1通報者への対応	なし
	現地確認の準備	なし
	現地の状況把握	常駐しているライフセーバーが日々の海水浴場の状態を把握している。
	海岸利用者・地域住民の安全確保	クラゲの量、種類に関わらず、常日頃からマイク放送にて海水浴客に注意喚起していた。被害にあった海水浴客には、セーバー本部においてファーストエイドを行った。
	対応方針の決定	ライフセーバー本来の業務に差し支えない範囲でクラゲの回収・処理を行った。
	事後のとりまとめ	なし
留意事項	毒性のあるクラゲの漂着については、海岸の利用客数やクラゲの発生量等、日によって違いがある。海水浴シーズンなど最も被害が大きくなる状況下では、ライフセーバーなどの協力者を得て、予防・啓発することが重要である。	

出典：白浜町ヒアリング

動物死体：鯨の漂着の対応事例		
地域	茨城県	
漂着物		
概要	平成 18 年 1 月、住民から北茨城市へ、五浦海岸にマッコウクジラ(体長 13.7m、約 25 トン)が漂着していると通報があった。市は、大洗水族館の職員とともに現地調査を行い、対策会議において対応方針を決定した。その結果、鯨は、港に引き上げられた後、大洗水族館と(財)日本鯨類研究所にて解体され、肉片等は市が処理を行った。	
対応	第 1 通報者への対応	住民から北茨城市へ、五浦海岸にマッコウクジラが漂着していると通報があった。
	現地確認の準備	市は、大洗水族館に同行を依頼した。また、県へも連絡を行った。
	現地の状況把握	市、大洗水族館の職員が現地調査を行った。
	海岸利用者・周辺住民の安全確保	普段は人目につかない場所であるが、TV で放映され、見物人が押しかけたため、看板を設置し、ロープで囲い、パトロールや監視を行った。
	対応方針の決定	対策会議(茨城県、茨城市、大洗水族館)を実施し、鯨を引き上げることを決定した。港で引き上げた後、大洗水族館と(財)日本鯨類研究所にて解体し、骨は大洗水族館と(財)日本鯨類研究所が引き取り、肉片等は市が処理を行った。なお、報道機関への対応は全て大洗水族館が実施することとした。
	事後のとりまとめ	市は、対応の経緯について資料を整理した。
留意事項	鯨類は専門家に現地確認の準備段階から連絡し、専門家を交えて現地の状況把握や、対応方針の決定を行うことが重要である。	

出典：茨城県北茨城市ヒアリング

動物死体：鳥の大量漂着の対応事例		
地 域	北 海 道	
漂 着 物	  <p>写真提供：北海道斜里町</p>	
概 要	平成 18 年 2 月、知床半島の斜里町沿岸で油にまみれた鳥が海岸に漂着している状況写真を持った旅行者から知床財団へ、通報があった。知床町は、関係機関とともに漂着範囲などの現地調査を実施した。その後、関係機関で「斜里町油汚染漂着海鳥等対策会議」が設置され、個体の回収(5600 羽)や、原因究明、鳥インフルエンザの簡易検査などを行い、最終的には小動物焼却施設で焼却した。	
対 応	第 1 通報者への対応	知床半島の斜里町沿岸で油にまみれた鳥が海岸に漂着している状況写真を持った旅行者から知床財団へ、通報があった。
	現地確認の準備	知床財団から環境省に連絡をした。環境省職員が現地へ直行し、その後、斜里町に連絡した。斜里町は、関係機関（環境省、海上保安庁、警察署、北海道、漁協・知床海鳥研究会、報道機関）へ連絡を行った。
	現地の状況把握	関係機関の職員が漂着範囲等の現地調査を行った。また、発見された鳥の死体は、漂着から一定期間経過している可能性が大きいことを確認した。
	海岸利用者・地域住民の安全確保	報道機関を通じて、鳥の漂着を広報した。また、鳥インフルエンザの簡易検査や解剖結果など、危険性がないことを確認するまで継続して広報を実施した。
	対応方針の決定	町は、個体の回収処理対策、原因究明、二次被害防止対策等を行うため「斜里町油汚染漂着海鳥等対策会議」を設置した。鳥インフルエンザの簡易検査を行った結果、すべて陰性を確認した。保管していた鳥の死体は町の小動物焼却施設で焼却した。
	事後のとりまとめ	対応の経緯や漂着個体数などの調査結果や死因の分析結果などについてとりまとめた。今後の対応について取りまとめた。
留意事項	初動時から、関係機関が連携して迅速に対応することが重要である。また、動物死体について、危険性を確認するまで継続して広報を実施することが重要である。	

出典：北海道斜里町 HP

3. 漂流・漂着ゴミに関連する補助金について

表1 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の概要(農林水産省・国土交通省)

項目	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
目的	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものであると思われる流木及びゴミ等（以下「流木等」という。）が異常に堆積し、これを放置することにより、堤防・離岸堤・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施することにより、災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。
事業の範囲	流木等の集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分等にかかる事業とする。
事業主体	海岸管理者である地方公共団体
採択基準	次に掲げる要件を満たすものとする。 1) 海岸保全区域内に漂着したもの 2) 堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの 3) 漂着量が1,000m ³ 以上のもの
補助率	1/2

出典：農林水産省・国土交通省

表2 災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）	海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）
補助先	市町村（一部事務組合含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m ³ 以上のもの 海岸保全区域外の海岸への漂着 通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	

出典：環境省